

市長等に対する退職手当の額の特例に関する条例案

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）に基づく市長及び副市長（以下「市長等」という。）に対する退職手当の額は、この条例の施行の際現に市長等の職にある者が退職する場合に限り、特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（参 考）

特別職の職員の給与に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる本市職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3)－(5) 省 略

第4条 省 略

2 第1条第1号から第3号までに掲げる職員に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に当該職員として在職した月数（1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 第1条第1号に掲げる職員 100分の65
- (2) 第1条第2号に掲げる職員 100分の55
- (3) 省 略

3－4 省 略